



長野県と共立女子大学との学生Uターン就職促進に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と共立女子大学（以下「乙」という。）とは、少子高齢化社会を迎える中で、長野県内における産業を支え、地域の活性化に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力に努め、学生に対し長野県内の企業情報等を提供するなど就職活動を支援することにより、長野県出身学生のUターン就職の一層の促進を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力して実施する。

- (1) 学生に対する県内の企業情報、生活情報等の周知に関するここと。
- (2) 学内で行う合同企業説明会等、企業情報提供イベントの開催に関するここと。
- (3) 県の学生向け就職情報提供サービスへの登録呼びかけに関するここと。
- (4) 保護者向けの就職セミナーの開催に関するここと。
- (5) 学生のUターン就職に係る情報交換及び実績把握に関するここと。
- (6) その他学生のUターン就職促進に関するここと。

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

（協定の見直し等）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たとき又は協定に定めのない事項等が生じたときは、その都度協議の上、定めるものとする。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定の締結日から平成26年3月31日までとする。

ただし、本協定の有効期間満了までに甲乙いずれからも特段の意思表示がない場合、本協定は更に1年同一内容で更新されるものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年3月10日

甲 長野県
長野県長野市大字南長野字幅下692の2

知事

アキラキ -

乙 共立女子大学
東京都千代田区一ツ橋2-2-1

学長

入江和生